

令和4年 第8回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年8月25日(木) 午前9時30分～午前10時15分
- 2 開催場所 松前町役場3階大会議室
- 3 出席委員 (13人)
- 4 欠席委員 (1人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
議案第78号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件 (1件)
議案第79号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員 (3人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和4年第8回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、
〇〇議長よろしく申し上げます。

○議長

～あいさつ～

本日は、〇〇委員が欠席する旨の連絡がありましたので、御報告します。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、12番〇〇委員、13番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第78号農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積85㎡

申請人 〇〇

転用目的 敷地拡張

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、詳細についても事務局より説明をお願いします。

○事務局

本件は、無断転用の事案であり、追認許可を得るために申請されたものでありますので、事務局から詳細について説明いたします。

農業委員さんと推進委員さんに現地確認を行っていただいております。事務局も現地確認をしています。

申請地の周辺の状況を説明いたします。申請地の西側にあります〇〇は、申請人の住居が建っており、申請地はその住居の庭のように使用されていて、樹木が複数本植栽されております。申請地の南側にあります〇〇は、農地として利用しています。

以前は、申請地と西側の宅地部分、南側の農地部分及びさらに南側にあります申請人の弟家族の住居地など一体が一筆の農地でしたが、平成5年に申請地

の西側は、農地転用を行ない、宅地となりました。また、今回の許可申請のために庭部分である申請地と南側の農地部分を分筆しました。

無断転用に至った経緯については、平成 20 年頃に申請人が親族から樹木を貰い受け、深く考えることなく、申請地に植樹をしました。関係法令の手続きが必要であることを、認識しておらず、無断で転用を行ってしまったことが要因であります。そのことについて申請人は、深く反省しているとのこと。

事務局においては、事前に愛媛県の農地転用の担当者に確認しているため、追認許可の見込みがあるものと考えています。

以上で事務局からの説明を終わります。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号 1 番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 79 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 4 年 9 か月

利用権の設定を行う者 1 人

利用権の設定を受ける者 1 人

利用権を設定する面積 1,264 m²

利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 4年9か月
貸手 3名
借手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭昭洋
利用権の設定を行う件数 7件
利用権を設定する面積 8,168 m²
利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年3か月
貸手 1名
借手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭昭洋
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,120 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 1年3か月
貸手 1名
借手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭昭洋
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,288 m²
利用権を設定する作物 露地野菜

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 4年9か月
貸手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭昭洋
借手 3名
利用権の設定を行う件数 7件
利用権を設定する面積 8,168 m²
利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年3か月
貸手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭昭洋
借手 1名
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,120 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 1年3か月
貸手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭昭洋
借手 1名
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,288 m²
利用権を設定する作物 露地野菜
以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第79号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。